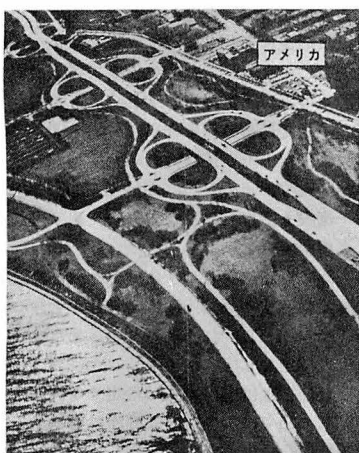
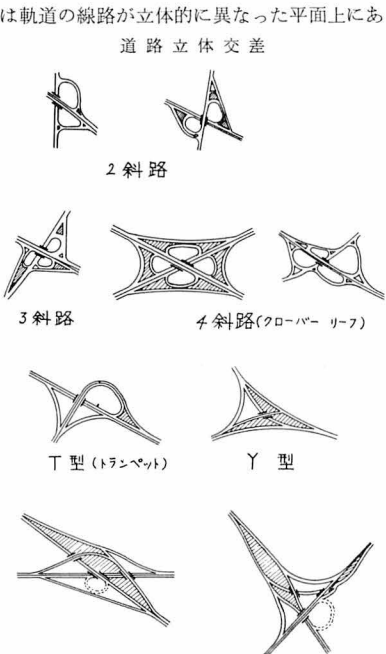


または第6条（調整の実施による定款変更等の認可）の規定により認可を受けたときは、地方鉄道法・軌道法・道路運送法またはこれに基づく命令による免許・許認可を受けたものとみなされる（第9条）。地方公共団体が調整の実施により会社の株主・債権者となりまたはその会社に事業の管理を委託したときは、当該地方公共団体の職員はその会社の役員となることができる（第7条）。調整実施の際の登録税および地方税は減免される（第8条）。

3 本法にもとづく命令 (1) 陸上交通事業調整法施行令（昭和13年勅令第517号）。(2) 陸上交通事業調整法施行規則（昭和13年鉄道省令第1号）。(3) 交通事業調整審議会令（昭和13年勅令第543号）。—交通事業の調整。交通事業調整審議会。（石川武徳）

りったいこうさ 立体交差（英）vertical crossing, overhead crossing（独）Überführung od. Unterführung, Kreuzung in verschiedenen Ebenen（仏）croisement vertical

道路・鉄道または軌道の線路が立体的に異なった平面上にあって交差すること、またはその場所。この場合は一方が他方を乗りこして交差することになる。平面交差に対するもので、平面交差のように相互に交通を支障することなく、したがってまた危険もないが、工事費が高くなるので、立体交差にする場合は保安上の問題と経済性とをあわせ考えなければならない。わが国では道路構造令に関する細則（案）に「国道指定府県道および重要な府県道にありては特殊の箇所を除くのほか鉄道・新設軌道・自動車道またはこれに準ずるものと平面交差をなすことを得ず」と定められている。

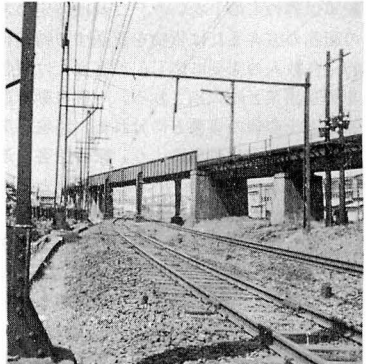


1. デトロイト市高速自動車道立体交差

自動車の発達につれて高速自動車道路、主要幹線道路では立体交差が要求されるようになった。この場合道路相互間の連絡を考慮して2斜路、3斜路、4斜路（クローバーリーフ）、T型（トランペット）、Y型などの連絡方法がとられている。（写真-1は米国デトロイト市の高速自動車道路の立体交差点で、もっとも近代的設計のものである）。

2 道路と線路との交差

道路の交通量が多い場合、ならびに線路の列車回数あるいは入換作業などによる道路の支障時分が長い場合は、道路交通の支障が大きく、かつ危険であるので、立体交差とすることが望ましい。道路と線路との立体交差にはつぎの方法がある。(1) 道路上げこし (street elevation), 道路を高上する (2) 線路上げこし (track elevation), 線路を高上する (3) 道路下げこし (street depression), 道路を低下する (4) 線路下げこし (track depression), 線路を低下する (5) 線路分担上げこし (partial track elevation), 線路をある高さだけ高上し、道路はある高さ低下する (6) 線路分担下げこし (partial track depression), 線路をある高さだけ低下し道路をある高さだけ高上する。このほか跨線橋・地下道を設けて歩道のみを立体交差とすることもある。これらのうち、どの方法がよいかは地形・地質等によって支配され一概にはいえないが、道路を上下する方が工事費は一般に安い。市街地などで連続して線路を上げこしし、街路群との立体交差をなすものが高架線であり、連続して線路を下げこししたものが地下鉄道である。立体交差の構造は一般の橋梁とほとんど同様であるが、鉄道橋は閉床（道床式）が望ましい。これらの場合、橋梁下に道路または鉄道交通に必要な空頭 (clear head) を取らなければならぬことはいまでもない。



2. 線路と線路との立体交差

3 線路と線路の交差

本線路が停車場外で他の本線路、または他の鉄道軌道と交差する場合は、特殊の場合を除いて立体交差としなければならぬ。また停車場内においても運転回数の多い本線路、主要な側線が交差する場合は互に支障をさけるために立体交差とする。一般には列車回数の多い本線路と交差して他の本線路を停車場構内に入入れる場合、運転回数の多い機回線・通路線が列車回数の多い本線路と交差する場合、機回線・通路線が入換回数の多い引上げ線・ハンプの押し上げ線などと交差する場合などは立体交差とすることが多い。立体交差の構造は普通の橋梁と同様の構造であるが、停車場構内、あるいは停車場の近くで交差する場合は配線の関係上、その交差角度がはなはだしく小さくなる場合が多いので、特殊な構造となる。しかし交差角度の小さいことは橋梁の設計施工上不利なことが多いので、慎重な検討を要する。

線路を立体交差とする場合は、一方の線路を下げこしし、あるいは相方を高上・低下しなければならないので、当然勾配が伴うが、本線路にあってはもちろん区間の制限勾配を越えて